

育児休業に伴う施設等利用継続届

年 月 日

守谷市長 あて

届出者： _____ (父・母)

育児休業の取得に伴い、在園中の施設の利用継続を希望するため、次のとおり届出します。

児童名	(生年月日： 年 月 日生)	利用施設名	
備考			

【確認事項】 以下について確認したらをして、育児休業開始日までにご提出ください。(提出先：在園中の施設またはすくすく保育課)

育休期間が記載された就労証明書を添付してください。(育児休業開始日： _____ 年 月 日)

育児休業中に利用継続する場合は、子ども・子育て支援法施行細則第6条の規定により、原則、**保育短時間での認定**となります。この届出をもって給付認定を変更します。

(※産後の体調不良等のやむを得ない事由がある場合には、保育標準時間での認定が可能な場合があります。事前にすくすく保育課にご相談ください。必要に応じて、診断書等の証明書類を求める場合があります。)

保育短時間の利用時間帯は施設により異なるため、在園中の施設にご確認ください。また、その時間帯を超えて利用する場合は、施設が設定する延長保育料が発生します。

育児休業中のまま利用継続できる期間は、最大で以下のとおりです。

● 下の子の出生時点において、既に入所中の児童が「0歳児～2歳児クラス」の場合
⇒ **下の子が2歳になるまでの期間**は、育児休業中のまま、入所継続が可能です。

● 下の子の出生時点において、既に入所中の児童が「3歳児～5歳児クラス」の場合
⇒ 残りの在園期間が短いため、育児休業中のまま、**就学前まで**入所継続が可能です。

今後育児休業を延長する際は、その都度、就労証明書 (延長後の育休期間が記載されたもの) を提出してください。

育児休業から復職する際は、復職後に就労証明書 (復職日が記載されたもの) を提出してください。また、復職時に保育標準時間に戻す場合は、復職月の前月末日までに給付認定変更申請書を提出してください。

市 記 入 欄	受付		入力		確認		備考	
------------------	----	--	----	--	----	--	----	--